

知財立国実現への大学の役割

2003年2月18日

東京大学 先端科学技術研究センター 教授
玉井克哉

職務発明制度についてー最近の裁判例

- (a) 権利は使用者(企業)へ
- (b)「相当の対価」: 裁判所独自の判断＝強行規定
 - (b): 東京高判平成13年5月22日ーオリンパス光学
 - (a)(b): 大阪地判平成14年5月23日ー三徳
 - (a)(b): 東京地判平成14年9月10日ーニッカ電測
 - (a)(b): 東京地判平成14年9月19日ー日亜化学
 - (a)(b): 東京地判平14年11月29日ー日立製作所

対価算定規定の問題点

- ライセンス実績などが主要な要素
→ 発明譲渡時に金額確定せず
 - 発明そのものの価値で決まり、企業内での地位や処遇は考慮されない
 - 企業の社内規程が「合理的」として是認した裁判例はほとんどなし
- ↓
- 予測可能性がない

権利の帰属－「大学帰属」で十分か

- 東京地裁……権利を使用者に帰属させる点では鷹揚
- 職務発明制度は「使用者等」と「従業者等」の間でのみ適用される
- 大学の研究にはさまざまな立場の者が関与
 - 教員（教授・助教授・専任講師・助手）
 - 非常勤教員（客員／特任）
 - ポスト・ドクトラル・フェロー／リサーチ・アシスタント
 - 外部派遣研究員／社会人学生
 - （純粹な）学生